

兵庫医科大学学位規程

（目的）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年4月文部省令第9号）に基づき、兵庫医科大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定める。

（学位の種類）

第2条 本学において授与する学位及び付記する分野の名称は、別表のとおりとする。

（学位授与の要件）

第3条 本学において授与する学位は学士、修士及び博士とする。

- ② 学士の学位は、学士課程を修了した者に授与する。
- ③ 修士の学位は、大学院修士課程及び博士前期課程を修了した者に授与する。
- ④ 博士の学位は、大学院博士課程及び博士後期課程を修了した者に授与する。なお、医学研究科における課程を経ない者の学位の授与は、第12条に定める。

（学位の申請）

第4条 修士又は博士の学位を申請する者は、医学研究科は指導教授、その他の研究科は研究指導教員の承認を得て、所定の期限までに学位申請書に学位論文その他必要書類を添え、学長に提出する。

- ② 提出する学位論文は、一編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

（学位論文の受理）

第5条 修士又は博士の学位論文は、学長が受理する。

- ② 学長は、学位論文を受理したときは、研究科教授会にその審査を付託する。
- ③ 受理した学位論文は、いかなる事由があっても返還しない。

（審査委員会）

第6条 修士又は博士の学位論文の審査を付託された研究科教授会は、学位論文ごとに、研究科教授会構成員3名から成る学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設ける。

（審査委員会の任務）

第7条 前条に規定する審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

- ② 審査委員会は、学位の申請者に対し、審査に必要な資料の提出を求めることができる。

（最終試験）

第8条 最終試験は、修士又は博士の学位論文及び関連する授業科目について口頭又は筆答により行う。

(審査期間)

第9条 修士又は博士の学位論文の審査及び最終試験は、在学期間中に終了しなければならない。

(審査委員会の報告)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、論文審査結果の要旨及び最終試験の結果の要旨を、文書をもって研究科教授会に報告する。

(研究科教授会での評価)

第11条 研究科教授会は、前条の報告に基づき、学位論文及び最終試験の結果を評価する。

(医学研究科における課程を経ない者の学位の申請・審査・試験等)

第12条 学位論文を提出して学位を申請しようとする者は、医学研究科で実施する外国語試験に合格し、研究歴の認定を受けなければならない。研究歴の認定条件は別途定める。

- ② 申請者は指導教授の承認を得て、学位申請書に学位論文、副論文、論文目録、学位論文要旨、履歴書、研究歴認定証、卒業証明書その他必要書類並びに学位論文審査料を添え、学長に提出する。
- ③ 提出する学位論文は、単著又は申請者が筆頭著者である一編とし、他に副論文を一編以上添付する。
- ④ 医学研究科に4年以上在学し所定の単位を取得して退学した者の取扱いについては、課程による者の学位論文審査等に関する申合せ第2項-2に基づくものとする。
- ⑤ 医学研究科を所定の期間在学しないで退学した者が、再入学しないで学位論文を提出しようとするときは、前各項による。
- ⑥ 試験は、学位論文及び関連ある領域について、口頭又は筆答により行うものとし、併せて当該課程を修了した者と同等以上の学識を有するか否かについて確認するものとする。
- ⑦ 学位論文の受理、審査、試験等に関しては、第5条から第11条を準用する。この場合において「最終試験」は、「試験」と読み替えるものとする。
- ⑧ 学位論文の審査及び試験は、学位論文を受理した後1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、医学研究科教授会の議を経て、その期間を延長することができる。

(学長への報告)

第13条 学部長は、卒業の資格を与えた者について学長に報告するものとする。

- ② 研究科長は、研究科教授会の評価結果を学長に報告するものとする。

(学位の授与)

第14条 学長は、学部長及び研究科長の報告により、学位の授与を決定した者に、別表様式の学位記を授与する。

② 否決した者には、その旨を通知する。

(学位授与報告及び学位論文要旨の公表)

第15条 前条により博士の学位を授与したときは、その日から3カ月以内に、文部科学大臣に所定の学位授与報告書を提出するとともに、その学位論文要旨及び審査結果の要旨を指定された方法で公表する。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

② 前項にかかわらず博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科教授会の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、研究科教授会は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

② 博士の学位を授与された者が行う前2項による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(論文要旨等の公表)

第17条 博士の学位を授与したときは、本学は著作権許諾が下りるまでの間は論文要旨及び審査結果の要旨を、授与した日から3カ月以内にインターネットにより公表する。

(博士の学位授与の報告)

第18条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3カ月以内に、所定の学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

(学位の名称の使用)

第19条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記しなければならない。

(学位授与の取消)

第20条 本学の学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、教授会又は研究科教授会の意見を聴き、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

1 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき

2 その榮譽を汚辱する行為があつたとき

② 前項の審議は、教授会又は研究科教授会の3分の2以上の出席を必要とし、可決する

には、出席者の過半数の賛成がなければならない。

(学位記)

第21条 学位記は、別表様式の通りとする。

(学位記の再交付)

第22条 学位記の再交付は、原則として行わない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、再交付することが可能な場合に限り交付することがある。

(審査料)

第23条 修士課程及び博士前期課程、博士課程及び博士後期課程の学位論文審査料は免除、医学研究科の課程を経ない者による学位論文審査料は、20万円とする。

② 既に納付した学位論文審査料は、いかなる事由があっても返還しない。

(博士学位論文の保存)

第24条 博士の学位を授与された者の提出論文は、論文全文データを兵庫医科大学機関リポジトリに登録することにより、大学として保存する。

(事務)

第25条 この規程に関する事務は、大学事務部が行う。

(改廃)

第26条 この規程の改廃は、教授会及び研究科教授会の意見を聴き、大学運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、昭和56年11月9日から施行する。

附 則

この改正は、平成3年12月24日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成8年12月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年12月11日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

改正後の第17条及び第18条の規定は、平成25年4月1日以降に学位を授与した場合に

ついて適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、従前の例による。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

改正後の第4条第2項の規定は、平成28年3月31日までに満期退学した学生について、従前の例による。

附 則

この改正は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2022年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、2022年12月13日から施行する。

附 則

この改正は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2025年4月1日から施行する。

改正後の別表（2）リハビリテーション科学研究科の学位については、2025年4月1日以降に入学した者について適用し、同日前に入学した者については従前の例による。

別表 （学位の名称及び付記する分野の名称）

（１）学士の学位 （学士課程）

学部	学科	学位
医学部	医学科	学士(医学)
薬学部	医療薬学科	学士(薬学)
看護学部	看護学科	学士(看護学)
リハビリテーション学部	理学療法学科	学士(理学療法学)
	作業療法学科	学士(作業療法学)

（２）修士の学位

（看護学研究科：博士前期課程）

（リハビリテーション科学研究科：修士課程）

研究科	専攻	学位
看護学研究科	看護学専攻	修士（看護学）
リハビリテーション科学研究科	リハビリテーション科学専攻	修士（リハビリテーション科学）

（３）博士の学位

（医学研究科・薬学研究科：博士課程）

（看護学研究科・リハビリテーション科学研究科：博士後期課程）

研究科	専攻	学位
医学研究科	医科学専攻	博士（医学）
薬学研究科	医療薬学専攻	博士（薬学）
看護学研究科	看護学専攻	博士（看護学）
リハビリテーション科学研究科	リハビリテーション科学専攻	博士（リハビリテーション科学）

別表様式（学位記）

【医学部・薬学部・看護学部・リハビリテーション学部 学士課程】

第		号	
学 位 記			
氏 名		日生	
年	月	日	
本学〇〇学部〇〇学科の課程を修了し所定の学修成果に到達したことを認め学士（〇〇学）の学位を授与する			
年		月	日
兵庫医科大学長			印

【看護学研究科 博士前期課程】

【リハビリテーション科学研究科 修士課程】

第		号	
学 位 記			
氏 名		日生	
年	月	日	
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の〇〇課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士(〇〇学)の学位を授与する。			
年		月	日
兵庫医科大学長			印

【医学研究科 博士課程】

学位論文名	学位記
甲第号	氏名
兵庫医科大学長	年 月 日
印	日生

本学大学院医学研究科医科学専攻の博士課程において所定の単位を修得し左記学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(医学)の学位を授与する

【薬学研究科 博士課程】

【看護学研究科・リハビリテーション科学研究科 博士後期課程】

学位記	甲第号
氏名	年 月 日
日生	

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の〇〇課程において所定の単位を修得し下記学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(〇〇学)の学位を授与する

学位論文名

年 月 日

兵庫医科大学長 印

【医学研究科 課程を経ない者】

学位記	氏名	年 月 日 生	本大学に左記学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(医学)の学位を授与する	学位論文名	年 月 日	兵庫医科大学長 印	乙第 号
-----	----	---------	--	-------	-------	--------------	---------